

国地契第17号  
国営計第48号  
国営整第110号  
平成21年8月10日

各地方整備局 総務部長  
営繕部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長  
官庁営繕部計画課長  
官庁営繕部整備課長

各省各庁の長より支出委任された官庁営繕事業に係る工事の請負契約等についての予算決算及び会計令第85条の運用について

各省各庁の長より支出負担行為に関する事務を委任された官庁営繕事業に係る工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約についての予算決算及び会計令第85条の基準（以下「低入札価格調査基準」という。）は、委任を行う各省各庁の長の定めた低入札価格調査基準を下記のとおり適用することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

また、低入札価格調査基準の運用については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）（以下「官房長通達」という。）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（平成16年6月10日付け国官会第368号）等、国土交通省における定めにより取り扱うものとする。予算決算及び会計令第86条第1項における調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、必要に応じて大臣官房官庁営繕部計画課へ協議されたい。

なお、「営繕工事における支出委任工事に係る予算決算及び会計令第85条の運用について」（平成11年3月19日付け建設省厚契発第14号、建設省営計発第33号）は、廃止する。

## 記

1. 衆議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、法務省、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約についての低入札価格調査基準は「予算決算及び会計令第85条の基準について(協議)」(平成21年3月31日付け国官会第2462号)の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」の第1号から第3号による。

なお、同号中「契約担当官等の定める割合」の算定は、官房長通達記2(1)及び(2)による。

## 2. 内閣官房、人事院、内閣府、文部科学省

### (1) 工事の請負契約の場合

工事の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、契約担当官等の定める割合の算定は、官房長通達記2(1)による。

### (2) 測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約の場合

測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当官等が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、契約担当官等の定める割合の算定は、官房長通達記2(2)による。

## 3. 厚生労働省

### (1) 工事の請負契約の場合

工事の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、契約担当官等の定める割合の算定は、官房長通達記2(1)による。

### (2) 測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約の場合

測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

## 4. 防衛省

### (1) 工事の請負契約の場合

工事の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、契約担当官等の定める割合の算定は、官房長通達記2(1)による。

(2) 測量業務及び建設コンサルタント業務の請負契約の場合

測量業務、建設コンサルタント業務の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、契約担当官等の定める割合の算定は、官房長通達記2(2)による。

(3) 地質調査業務の請負契約の場合

地質調査業務の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、契約担当官等の定める割合の算定は、官房長通達記2(2)による。

5. 参議院、総務省

(1) 工事の請負契約の場合

工事の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、契約担当官等の定める割合の算定は、官房長通達記2(1)による。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約の場合

測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約についての低入札価格調査基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

附則

本通知は、平成21年9月1日以降に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。